

第二節 村の政治

1 「茶運上改め所番人差出勤弁の訴状」

明和四年（一七六七）

〔解説〕 大田和の富士郡口に、茶商人の「茶運上改所」があり、村が管理の任に当たっていた。その期限の四月、次期交代までの間村人を番人として差し出すように役所から命ぜられていたが、この時期は諸作物の蒔付時でもあり、これを失すると年貢の上納、百姓相統にも影響がでるとして、名主、組頭、百姓代が村を代表して、代官大岡十三郎（石和）に、番人差出勤弁願いたいと訴え出たもので、茶運上改め所の資料として貴重なものである。

乍恐以口上書御訴訟奉願上候

茶運上之義、当年本請負年明ニ付、跡御請負相究不申、

依之富士郡口当村内大田和ニ而改所有之候ニ付、跡請御

窺被遊候内、立会之番人付置候様被 仰付候ニ付番人相

頼付置候処、当村方之義ハ富士山裾野村方、別而近村と

違山合之土地ニ付諸作物四月十日頃々廿四五日頃蒔付之

旬最中ニ御座候ニ付、当時雇番人相頼候人無御座候、元
来山方困窮之村方御座候得ハ、作方第一ニ而身命相繫候
百姓之義御座候ヘハ、雇人扶持米ニ茂難義仕候、依之御
訴訟奉願上候、御慈悲以番人之義御免被成下置候様奉願
上候、畢竟山方村ニ御座候ヘハ、作方稼等閑ニ仕候而ハ
御年貢上納之手段ニも難義可仕義と乍恐奉存候、番人之
義、扶持米并賃錢之義も相究候而番人相頼候得者、不如
意之百姓ニ付、彼是難洩至極奉存候、乍恐御勤弁被成下
置、立会之番人御免被 仰付、収納仕候様御慈悲奉願上候
以上

（明和四年・一七六七）
亥四月

成沢村

名主 伝五右衛門[㊤]

与頭 市左衛門[㊤]

同 仁右衛門[㊤]

百姓代 三郎右衛門[㊤]

大岡十三郎様

御 役 所

（鳴沢・渡辺泰一家蔵）

2 「新名主認可の願書」 享和四年（一八〇四）

子正月

〔解説〕 代官の指揮に従い、一村の管理に当たるものを名主と

いうが、名主伝五右衛門が病身を理由に休役を申し出たので、

村中合議の上入札で新名主善四郎が選任された。新名主は年貢

上納をはじめ村の管理の全責任を負うことを誓約。惣百姓が連

印して新名主の認可を各村代官所へ願ひ出た。この史料は扣で

あるため、惣百姓の署名連印はみられない。

落札名主

善四郎

退役

伝五右衛門

惣百姓

役人中

乍恐連判書付を以奉願上候

川崎平右衛門様

御役所

（鳴沢・渡辺泰一家蔵）

一成沢村名主役之儀、前々々兩人に而年番ニ相勤罷有申

候処、伝五右衛門儀殊之外病身ニ罷成、名主役相勤兼

申候ニ付、右之段惣百姓共ニ申聞候ニ付、尤奉存候間、

村中不殘寄合相談之上入札ニ仕候処、長百姓之内善四

郎ト申者落札ニ相究リ申候ニ付、名主役之儀被仰付被

下置候ハ、難有奉存候、尤役儀相勤申候内、第一御

年貢其外御役金引負等仕候て、御上様御差遣ニ不相成

様、急度弁済可仕候、為其惣百姓御請連印改候て、奉

指上候、以上

享和四年

3 「都留郡上郷二十二カ村議定連印帳」

天保十四年（一八四三）

〔解説〕 都留郡上郷の二十二カ村が合議して七カ条の約束じ

とを決め成文化したもので、内容は、幕府の御改革の趣意にし

たがい、年貢納入、公事訴訟、質素儉約に努めるなど七ヶ条を

決め、各村の名主、組頭、百姓代が署名連印の上誓約している。

（表紙）

「天保十四 癸

卯 正月日

甲斐国都留郡

上郷式拾壹ヶ

村議定連印帳 勝山村」

議 定 一 札 之 事

一 今般被仰渡候御改革之御趣意、難有御請奉申上候、然ル上ハ、御ケ条之通り堅相守、村役人始相^(惣カ)百姓申合、御年貢上納之儀者被仰渡候期月ニハ急度皆済可致候

一 当郡之儀ハ、是迄仕癖悪敷纏之行違有之候得者御訴訟申上、御公儀様江御苦難相掛候上ニ而、所之人気悪敷成行甚不宜、逸々奉恐入候儀ニ付、前書被仰渡も御座候上者、一際目立候様是迄之流弊相改、人氣を揃改心之上質素儉約專一ニ心掛、御出訴向ハ不及申、纔之差纏出来候ても村内費ニ相成候間、村役人実意之異見差加候ハ、如法ニ聞届御百姓相統大切ニ相守可申候事

一 村内ハ不及申近村ニ而も無抛場合ニ而、公事出入差発リ御出府申度趣ニ而、村役人江奥印願出候ハ、訴答呼寄内実承リ札、依怙臆負無之、実意ニ異見差加、尤村役人得手勝手之取計いたし候抔申、疑心いたし候ハ、隣村并組合村役人江申談、右之者より善悪之有無申聞セ、訴答江篤与異見いたし可申、万一村役人之内ニ而

訴答ニ不拘、親類縁者等有之候ハ、縦令正路之仁ニ而も相泥^ミ候抔、疑心相請候義無之様、外役人ニ而取捌致シ、右ニ而も行届兼候ハ、隣村役人之内立会相当之理解申聞 御公儀様江対シ恐入候義ニ付、相互ニ入念取計等可仕候事

一 村々新開畑有之候を纏之義与心得、村役人小前共等閑ニ致し置候事容易不成義ニ付、相互ニ吟味いたし村役人小前とも心得違如何之村方御座候ハ、隣村地続村ニ而心付、右等之儀無之様相守、御高請可仕、且小前ニ而隱置候者有之ハ、村役人ニて悉念入相改、若亦不行届分ハ、小前百姓之内持畑隣地続^カ改申立候様、能々教諭可仕候事

一 御公儀より御出役様有之候節、雑費割合勘定等之儀、格別念入少茂籠末無之様ニ立会候村役人ニ而、小遣帳見届決算等之上、割合勘定可仕候事

一 荒地御見分、或臨時御用向ニ而御出役様御出之節、村役人江不拘者役席江立入餘事之儀を御願立いたし、或ハ自信意恨等有之候者を格別悪人ニ申立御用先ニ而呼出願候者間々有之、村方混乱之基ニ付、右様之通り村

役江不拘者を御出役江立会候義無之様可仕候、尤村役人之内にて、右之通り之者有之候ハ、能々隣村役人ニ而見届、異見差加、右等之儀無之様、相互ニ念入可申候事

趣申聞、村役人ニ而ハ情々心掛、郷中平和ニ相治リ候様、丹誠いたし可申、為後鑑式拾壹ヶ村一統連印、議定仕候処仍如件

天保十三寅十二月日

一村々之内公事出入扱人と号纏之申立、谷村表江宿

勝山村

詰いたし居、出訴事有之節、有徳之仁江近付多分入用

名主 郷左衛門 ㊦

取之、出入之腰押いたし渡世同様ニ仕候者間々有之、

組頭 祐右衛門 ㊦

数度御触之御趣意ニも相背候間、右等之志有之候者ハ

百姓代 孫兵衛 ㊦

敵敷異見差加、心得違無之様、村役人ニ而悉教諭可仕

大嵐村

尤村役人或ハ年寄、長百姓等之内、右振合之者有之候

名主 伊兵衛 ㊦

ハ、猶以不埒之義ニ付、隣村役人ガ能々異見差加、

正路ニ相成候様可仕事

組頭 利左衛門 ㊦

附リ村役人而已ニ不限、いづ連之村方ニ而も格別

百姓代 甚五左衛門 ㊦

善事相守、諸事ニ行届候仁ハ、長百姓、年寄ハ不

成沢村

及申、一同相談教諭を請取計、可仕候事ニ御座候

名主 太右衛門 ㊦

前書箇条之通り実意を以議定仕候上ハ、最寄宜敷村

組頭 久右衛門 ㊦

方江参会有之候而も、成丈麩食を喰シ費無之様可仕、

百姓代 傳八 ㊦

且村役人寄会候て濟方ニ相成候而も、礼物杯内々た

長浜村

り共決而請取申間敷、一同村方小前々々ニ至迄、議定之

名主 民部 ㊦

組頭 林兵衛[㊤]

百姓代 岩右衛門[㊤]

大石村

名主 弥十郎[㊤]

組頭 伊三郎[㊤]

百姓代 八右衛門[㊤]

川口村

名主 修理[㊤]

同 市太夫[㊤]

組頭 和泉[㊤]

同 東馬[㊤]

浅川村

名主 次郎右衛門[㊤]

組頭 半兵衛[㊤]

百姓代 伝右衛門[㊤]

舟津村

名主 与五右衛門[㊤]

同 徳兵衛[㊤]

組頭 仁右衛門[㊤]

同 治郎左衛門[㊤]

百姓代 与右衛門[㊤]

小立村

名主 幸右衛門[㊤]

同 大[㊤]学[㊤]

組頭 忠兵衛[㊤]

同 庄右衛門[㊤]

同 大三郎[㊤]

同 藤左衛門[㊤]

百姓代 大隅[㊤]

同 与市之助[㊤]

同 六兵衛[㊤]

同 与左衛門[㊤]

松山村

名主 五郎左衛門[㊤]

組頭 正作[㊤]

百姓代 所左衛門[㊤]

上吉田村

名主 筑後[㊤]

同 和 泉[㊦]

同 卯右衛門[㊦]

組頭 治左衛門[㊦]

同 茂 八[㊦]

百姓代 助治右衛門[㊦]

同 市右衛門[㊦]

新倉村

名主 左藤次[㊦]

同 玄 作[㊦]

組頭 弥三右衛門[㊦]

同 源五左衛門[㊦]

百姓代 孫兵衛[㊦]

同 治兵衛[㊦]

同 孫次右衛門[㊦]

同 直左衛門[㊦]

下吉田村

名主 安左衛門[㊦]

組頭 儀兵衛[㊦]

同 三郎兵衛[㊦]

新屋村

名主 兵左衛門[㊦]

組頭 伝右衛門[㊦]

百姓代 丈左衛門[㊦]

小明見村

名主 善左衛門[㊦]

同 縫左衛門[㊦]

組頭 惣太郎[㊦]

同 彦兵衛[㊦]

百姓代 久右衛門[㊦]

同 弥五兵衛[㊦]

大明見村

組頭 弥兵衛[㊦]

百姓代 勝之進[㊦]

忍草村

名主 由右衛門[㊦]

組頭 半右衛門[㊦]

百姓代 助右衛門[㊦]

同 喜平次[㊦]

内野村

名主 善兵衛[㊦]

組頭 改兵衛[㊦]

百姓代 宇右衛門[㊦]

平野村

名主 源次右衛門[㊦]

組頭 源五右衛門[㊦]

百姓代 茂左衛門[㊦]

長池村

名主 繁右衛門[㊦]

組頭 七郎兵衛[㊦]

百姓代 直右衛門[㊦]

山中村

名主 伝左衛門[㊦]

組頭 七左衛門[㊦]

百姓代 清八[㊦]

前書議定之趣、奇特之義ニ付、加奥判相渡者也

佐々木道太郎

㊦ 如谷村

四月 御役所[㊦]

(勝山村役場蔵)

4 「村内対立事件の内済」 嘉永二年(一八四九)

〔解説〕

鳴沢村の枝郷大田和組の役人小前六十四人は本村成沢の役人ら四人を訴える事件を起こした。大田和組は文政以降、本村の無暴が目により訴訟に及んだ。その理由は、年貢納入時の高の入れ狂い、六カ村の入会山へ、組合村々へ無断で江戸の柚業者を上山させ立木を勝手に売り払ったなどであり、事件は長期にわたったが、長浜村の民部らが立入扱人となり解決にはん走した。年貢勘定は五年前にさかのぼり再精算するなど事件を收拾内済とした。この史料はその事件の訴訟内済取り下げの願書である。

乍恐以書付御下奉願上候

当御領所、都留郡成沢村大田和役人・小前六拾四人惣代百姓佐次右衛門外壱人、成沢村名主弥市右衛門外四人江相掛申立候者、成沢村之儀者、往古より御高六拾五石余にて、大田和組者式拾壹石九斗八升壱合所持、御水帳之儀

も同組分相分居、御年貢割紙之節者役人共本村名主宅江立会高掛物共引分夫々組内小前方江致割賦取立上納仕、宗門帳之儀者、合帳ニ相仕立神事祭礼者別段其余一村内江拘候儀者、往古ノ何事も篤与談合取斗候処、本村之もの共、文政度以来押掠山内其外共押領仕、当村外五ヶ村入会山江何連之山師ニ候哉、持入込、木品伐出候間察当存居候処、去申十月中酒老樽、本村相手之もの共遣候得共、酒可請筋無之及断候処、猶又入会村々も察当請、長浜村民部方江欠込五ヶ村江記入候儀ニ而、右躰之儀捨置候而者安堵難相成、大田和組与頭者、本村役人と同勤難相成候間、本村江引取万事不差構様、被仰付度旨、其分品々申立、相手方答上候者、宗門帳其外上納仕候帳面類者、先年ノ本村枝郷共無差別、本村ニ而相認毎年春中本村名主ノ上納仕來候間、当三月之儀も諸帳面相認、本村役人小前寺判已調印仕候処、枝郷大田和組にて印形滞候もの有之、既ニ御利害奉請、御調印仕候儀ニ而、都而枝郷ニ而新法而已相巧去々未年ノ江戸表材木買出入立入候義者、六ヶ村入会山与者乍申、成沢村之儀者山元ニ而材木并保太木役永上納罷在、私用木者銘々勝手ニ伐出、辺鄙之

土地故江戸表甲州屋儀助与申者江壳渡候処、右者駿府浅間社御普請御用材ニ而、右木者疋与不弁御届も不仕候処、去々未年七月中、当御役所様江御達ニ相成、成沢村之もの共御差紙頂戴両三度罷出候儀も、願方之もの共弁罷在、相互之儀故故障も不仕程々之儀、神酒之儀も山神為神酒、請負人ノ酒老駄差遣候間、大田和組日雇之もの茂立入候間、無隔意当分ニいたし老樽差遣候得共、請納不致故、其由受負人方江及返達、預置候儀ニ而、免角間柄宜方可然存、取計候儀ニ有之候得共、右者全枝郷大田和組之もの共、役好を以本村を押し潰、別村ニ可相成存意無^(ト)ニ付、此度ニ不限本村ヲ押掠候間、不足等品々調方仕、重而新規無躰之儀不申掛、古例相守候様被仰付度旨答上、双方申争御調中之処、左之名前之もの共立入御日延奉願上、懸合之上内濟仕候趣意左ニ奉申上候
右一件之儀者、一躰去申年相手方之者とも儀、入会舟津村外四ヶ村江無談ニ、駿府浅間社御用材壳渡、日雇之者共多人数山内江入込罷在、同年十一月中、右日雇頭ノ山神祭之由ニ而神酒差出候迎、相手方ノ訴訟方江も酒老樽差遣候得共、山内木品壳渡候儀も無沙汰ニいたし、其上

右神酒者成沢、大田和而已ニ而可致受納筋無之、入会
村々一同ニ無之候而考難受由にて差戻候処、入会五ヶ村
も無談ニ御用材伐出候段、察当請彼是差縄、依之以来
者他所ノ山稼之もの入込候筋者、是迄仕来なく可及相談
旨不念之段入会村々江相手方并入込候袖共惣代連印書付

争之廉々者、是又立入人貰請、双方無申分熟談内済仕、
偏ニ御威光難有仕合奉存候、然ル上者、右一件ニ付重而御
願筋毛頭無御座候間、内済御聞済御下被下置度、依之双
方并立入人一同連印ヲ以御下奉願上候、以上

差入候処、訴訟方大田和組江も同様無沙汰ニ取斗候由ニ
而、是又彼是差縄候間、左之名前之もの共立入、右入会
村々江入置候書付者、袖ノ神酒代差出貰返、入会村々与
之差縄者事済ニ相成候得共、大田和組江挨拶無之由与里出
入立候得共、本村ニ而者兼而及談、取斗候よし申之、双方

当御預所

都留郡成沢村大田和組
役人小前六拾四人惣代

彼是申争候得共、右者本村役人儀右材木伐出方一村内之
大田和組江篤与不及談行間違之段、訴訟方憤者立入人貰
請、本村袖ノ神酒代大田和江差出、且又村高入狂之儀者
本村枝郷共五ヶ年以前巳年以來之高突合いたし、過不足
之分、初納御年貢以前当七月迄ニ篤与取調、過不足勘定
者互ニ取遣可致筈、尤以後取調高を以御年貢其外高懸物
等可差出、且宗門帳大田和分者同組役人ニ而印形取之、
本村役人ノ御役所江差上、都而是迄仕来相守互ニ実意を
以御用村用無差支様相談之上取斗候筈、某外訴答彼是申

組頭次五右衛門代
百姓代万 兼
吉

訴方 百姓
佐治右衛門

同断 同
重左衛門

右差添人
徳兵衛

右成沢村

名主源次右衛門代兼

相手方 名主
弥市右衛門

同断 百姓
民右衛門

百姓七郎右衛門代兼

御役所

(勝山村・小佐野友市家蔵)

同断 百姓 兵衛

差添人 年寄 伝次右衛門

同断 同 富右衛門

長浜村

扱 名主大和口入 民部

勝山村

同断 組頭源助口入 勇右衛門

大嵐村

同断 年寄 勝右衛門

谷村

郷宿 源七

同 甚助

同利左衛門代 彦兵衛

佐々木道太郎様

谷村

5 「上郷九カ村の議定書」 安政四年(一八五七)

〔解説〕 都留郡上郷の九カ村の村々が合議して決めた約束ごとを成文化したもので、「ぎじょうしょ」また、「ぎていしょ」ともいう。内容は、幕府の御改革の趣意の通り、年貢は期月迄にきつと皆済すること、質素儉約に努めることなど六カ条を決め、九カ村の名主・組頭・百姓代が署名連印誓約している。

(表紙)

「安政四丁巳二月日 甲斐国都留郡上郷九ヶ村 議定

連印帳 勝山村」

議定一札之事

一 今般被仰渡候御改革之御趣意、難有御請奉申上候、然ル上ハ、御箇条之通り堅相守、村役人始惣百姓申合、御年貢上納之義ハ、被仰渡候期月ニハ、急度皆済可致候、

一 当郡之儀者、是迄仕癖悪敷纏之行違有之候得者、御訴

訟申上、御公儀様江御苦難相掛候上ニ而、所之人気悪敷成行甚不宣、逸々奉恐入候儀ニ付、前書被仰渡も御座候上ハ、一際自立候様是迄之流弊相改、人氣を揃改心之上、質素儉約專一ニ心掛、御出訴向ハ不及申纒之差^(纏)繼出来候而も、村内費ニ相成候間、村役人実意之異見差加候ハ、如法ニ聞届御百姓相統大切ニ相守可申候事

一村内ハ不及申、近村ニ而も無抛場合ニて、公事出入差起リ、御出訴申度趣ニ而、村役人江奥印願出候ハ、訴答呼寄内実承リ糺、依怙鼻貞無之、実正ニ異見差加、尤村役人得手勝手之取斗致シ候杯申疑心いたし候ハ、隣村并組合村役人江申談、右之者ハ善惡之有無申聞、訴答江篤与異見致シ可申、万一村役人之内ニ而、訴答不拘親類縁者等有之ハ組合正路之仁ニ而も相泥候杯、疑心相請候義無之様、外役人ニ而取捌致シ、右ニ而も行届兼候ハ、隣村役人之内立会相当理解申聞、御公儀様江対シ恐入候義ニ付、相互ニ念入取斗可仕候事

一村ニ新開有之候を、纒之義与心得、村役人小前共等閑ニ致し置候事、客易^(客カ)不成義ニ付、相互ニ吟味いたし、

村役人小前共心得違如何之村方御座候ハ、隣村地統村ニ而心付、右等之儀無之様相守、御高請可仕、且小前ニ而隠シ置候者有之ハ、村役人ニ而悉念入相改、若又不行届分ハ、小前百姓之内、持畑隣地統ハ改申立候様能々教諭可仕事

一御公儀与り御出役様有之候節、雜費割合勘定等之儀格別念入、少茂籠末無之様ニ立会候村役人ニ而、小遣帳見届決算之上、割合勘定可仕候事

一荒地御見分或ハ臨時御用向ニて御出役様御出之節、村役江不拘者役席江立入餘事之儀ヲ御願いたし、或ハ自身意恨等有之候者を格別悪人ニ申立御用先ニ而、御呼出願候者間々有之、村方混乱之基ニ付、右様之通り村役江不拘者ハ、御出役先等江立会候儀無之様可仕候、尤村役人之内ニ而、右之通り之者有之候ハ、能々隣村役人ニ而見届、異見差加、右等之義無之様、相互ニ念入可申候事

一村々之内公事出入扱人与号シ纒之用事申立、谷村表宿詰いたし居、出訴事有之節ハ、有徳之仁江近付、多分入用取之、出入之腰押いたし渡世同様ニ仕候者間々有

之、數度御触之御趣意ニも相背候間、右等之志有之者ハ、敵敷異見差加、心得違無之様、村役人ニ而悉教諭可仕、尤村役人、或年寄長百姓等之内、右振合之者有之候ハ、猶以不埒之義ニ付、隣村役人より能々異見差加、正路ニ相成候様可仕事

付リ村役人而已ニ不限、いつれ之村方ニ而も、善事

相守諸事行届仁ハ、長百姓年寄ハ不及申、一同

相湊教諭ヲ請、取斗可仕候事ニ御座候

前書箇条之通実意を以議定仕候上ハ、最寄宜敷村方江参会有之候而も、成丈飧食を喰シ費無之様可仕、且村役人寄会候而濟方ニ相成候節、礼物杯内々たり共決而請取申問敷、一同村方小前末々ニ至迄、議定之趣申聞、村役人ニ而ハ情ニ心掛、郷中平和ニ相治り候様丹誠いたし可申、為後鑑九ヶ村一統連印議定仕候処仍如件

安政四丁巳二月日

河口村

本組名主

備

後

組頭

大 夫

上組名主
大 学

大石村
組頭
浅右衛門

名主
雄右衛門

組頭
金 三 郎

百姓代
重郎衛門

長浜村

名主

組頭
大 和

百姓代
幸左衛門

大嵐村

清 兵 衛

名主
伊 助

組頭
利左衛門

百姓代
弥 助

成沢村

名主
伝治右衛門[㊦]

組頭
徳右衛門[㊦]

百姓代
八[㊦]

勝山村

名主
角兵衛[㊦]

組頭
惣吉[㊦]

百姓代
幸助[㊦]

小立村

名主
利兵衛[㊦]

同
作兵衛[㊦]

組頭
銀蔵[㊦]

同
又兵衛[㊦]

百姓代

孫蔵[㊦]

同
庄助[㊦]

舟津村

名主
与五右衛門[㊦]

同
嘉衛門[㊦]

組頭
作兵衛[㊦]

同
与衛門[㊦]

百姓代
善左衛門[㊦]

同
周兵衛[㊦]

浅川村

名主
六左衛門[㊦]

組頭
市兵衛[㊦]

百姓代
仁兵衛[㊦]

(勝山村役場所蔵)

6 「名主役交代議定連印帳」 慶応三年（一八六七）

〔解説〕 名主が病気のため、名主交代制を村民が合議決定した議定書（約束ごと）で、ここでは選任を入札とすること、落札者は異議なくその任に当たることなどを申し合わせた。

「慶応三年如正月日 小前一同連印帳」

儀定連印之事

一 今般名主源次右衛門病身に付休役致度旨願出候ニ付、小前一同相談之上、差替可致様一同得心仕り、入札致何方へ落札ニ相成候共、先例之通り否不申、願ヲ受勤役可致筈、且又小前方ニ而茂願受申迄者、幾重ニも相頼ミ可申筈、依而村中一同連印仕り候処、為後日一札、仍而如件

如正月四日

菊 之 進[㊟] 嘉 右 衛 門[㊟] 与 右 衛 門[㊟]
倉 之 介[㊟] 萩 右 衛 門[㊟] 庄 右 衛 門[㊟]
谷 右 衛 門[㊟] 市 左 衛 門[㊟] 徳 次 郎[㊟]
庄 兵 衛[㊟] 久 左 衛 門[㊟] 仁 右 衛 門[㊟]
由 兵 衛[㊟] 繁 右 衛 門[㊟] 平 四 良[㊟]

伝 之 丞[㊟] 平 次 良[㊟] 房 藏[㊟]
弥 市 右 衛 門[㊟] 平 右 衛 門[㊟] 儀 右 衛 門[㊟]
弥 三 郎[㊟] 仲 右 衛 門[㊟] 治 兵 衛[㊟]
甚 右 衛 門[㊟] 周 助[㊟] 与 右 衛 門[㊟]
源 左 衛 門[㊟] 源 市 良[㊟] 源 八 良[㊟]
萩 右 衛 門[㊟]_{後家} 森 右 衛 門[㊟] 幸 右 衛 門[㊟]
辰 藏[㊟] 弥 左 衛 門[㊟] 太 左 衛 門[㊟]
忠 右 衛 門[㊟] 新 太 郎[㊟] 三 左 衛 門[㊟]
伝 七[㊟] 協 右 衛 門[㊟] 孫 八[㊟]
周 兵 衛[㊟] 徳 藏[㊟] 定 右 衛 門[㊟]
治 右 衛 門[㊟] 増 右 衛 門[㊟] 直 之 進[㊟]
五 右 衛 門[㊟] 友 右 衛 門[㊟] 七 郎 右 衛 門[㊟]
市 介[㊟] 市 兵 衛[㊟] 甚 左 衛 門[㊟]
弥 次 右 衛 門[㊟] 仁 右 衛 門[㊟] 半 兵 衛[㊟]
庄 右 衛 門[㊟] 元 八[㊟] 良 藏[㊟]
忠 次 右 衛 門[㊟] 栄 三 郎[㊟] 源 右 衛 門[㊟]
幸 助[㊟] 佐 右 衛 門[㊟] 善 藏[㊟]
忠 右 衛 門[㊟] 孫 佐 衛 門[㊟] 又 兵 衛[㊟]
又 右 衛 門[㊟] 治 佐 衛 門[㊟] 治 郎 左 衛 門[㊟]

喜右衛門 [㊤]	清右衛門 [㊤]	幸左衛門 [㊤]
權八 [㊤]	ひめ [㊤]	長左衛門 [㊤]
善右衛門 [㊤]	幸藏 [㊤]	よし [㊤]
半左衛門 [㊤]	政右衛門 [㊤]	寅藏 [㊤]
百松 [㊤]	庄三良 [㊤]	久右衛門 [㊤]
倉左衛門 [㊤]	八左衛門 [㊤]	与兵衛 [㊤]
久五良 [㊤]	万吉 [㊤]	作右衛門 [㊤]
利右衛門 [㊤]	勘右衛門 [㊤]	宮内右衛門 [㊤]
半兵衛 [㊤]	利兵衛 [㊤]	藤左衛門 [㊤]
作兵衛 [㊤]	市右衛門 [㊤]	和兵衛 [㊤]
周右衛門 [㊤]	源五左衛門 [㊤]	甚之進 [㊤]
仙藏 [㊤]	栄左衛門 [㊤]	倉藏 [㊤]
勝之進 [㊤]	民右衛門 [㊤]	伝兵衛 [㊤]
徳之進 [㊤]	九郎左衛門 [㊤]	銀藏 [㊤]
文右衛門 [㊤]	多五藏 [㊤]	善之丞 [㊤]
忠兵衛 [㊤]	吉次良 [㊤]	徳右衛門 [㊤]
米吉 [㊤]	庄吉 [㊤]	万兵衛 [㊤]
直右衛門 [㊤]	竹次良 [㊤]	

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

7 「村役人選任入札差し纏れにつき願書」 年不詳

〔解説〕 成沢村の役人選出は、定例では正月に名主は全村一本で、組頭・百姓代は、本村・枝郷別々に入札し決定していたが、枝郷大田和組の選任方法などによる異議申し立てにより入札が困難となり種々差し纏れた。また宗門人別帳の書式にも異議があった。宗門人別帳などの諸書上納物は、毎年三月中には新役人の署名のもとに提出するのが義務付けられていたが、それも出来ない現状であり、旧役人は、枝郷の組頭・百姓代を役所へ召喚し、入札その他を定例に戻すよう説諭して欲しいと、谷村代官所への願書である。

乍恐以書付奉願上候

御支配所成沢村役人奉申上候、私共村方之儀、先年々々正月中役義取極方入札いたし来、名主役者本村并枝郷大田和組一体ニ而入札いたし本村ニ而相勤、与頭・百姓代者、本村・枝郷別々ニ入札いたし候ニ付、当年之儀も定例之通正月中入札配札仕候処、枝郷大田和組役人共如何之存寄ニ候哉、名主役之儀是迄仕来候もの相除キ新規のもの之内江名主役入札不致候而者、入札難致旨申之、

与頭菊之進代兼
年寄 富右衛門
百姓 五右衛門
代

清水孫次郎様

谷村

御役所

(鳴沢・渡辺治徳家蔵)

入札差支候ニ付、右様新法之義不致、定例之通無差支入札いたし、役義取極方可仕旨、段々及懸合候得共、何分取放不申、殊ニ年々宗門人別帳上納已前役義交代願上、後役之者名前相認、人別帳其外上納致来候義ニ御座候処、入札差支ニ付交代ニも不相成、其上宗門人別帳之義先年ノ本村枝郷一帳ニ而、且那寺壱ヶ寺限り人別名前前打交リ、順名ニ認上納致来候処、是又当年ノ大田和組者寺順ニ不拘一所ニ寄、名前認方不致候而者人別改方不仕旨申出、旁新法之義申之、差滞候ニ付、今以宗門人別帳上納差支、奉恐入候間、両条共村方ニ而(マ)おゐて、大田和組役人方江是迄精々懸合候得共、種々勝手候ニ新法之義申募、何分取放不申、役義取極方者勿論、人別帳其外上納差支候間、無拠此段相訴奉申上候、何卒御慈悲を以枝郷大田和組組頭弥右衛門、百姓代重左衛門被召出、御利解被仰聞、右様当年ニ限新規勝手候之義不申張、定例仕来之通相守、早速役義取極方仕、人別帳其外上納差支無之様被仰付被下置度・奉願上候、以上

辰三月

成 沢 村

名主 甚 之 丞